

令和元年第4回

高森町議会 12月定例会会議録

令和元年12月9日開会

令和元年12月13日閉会



高森町議会

1 2 月 9 日 (月)

(第 1 日)

令和元年第4回高森町議会定例会（第1号）

令和元年12月9日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名
10番 佐伯 金也君
1番 後藤 巖君

日程第 2 会期の決定
(1) 会 期 （5日間）
自 令和元年12月 9日
至 令和元年12月13日
(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月 9日（月）	本会議	議案提案・説明・質疑・付託
12月10日（火）	本会議	一般質問
12月11日（水）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
12月12日（木）	〃	議会運営委員会 広報特別委員会
12月13日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 決議第 1号 水資源対策特別委員会の設置に関する決議について

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 同意第 7号 高森町教育長の任命について

日程第 7 議案第57号 町道の路線の認定について

日程第 8 議案第58号 町道の路線の認定について

- 日程第 9 議案第 59 号 町道の路線の認定について
- 日程第 10 議案第 60 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 11 議案第 61 号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 62 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 63 号 高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 64 号 令和元年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 65 号 令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 66 号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 67 号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 18 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 後藤 巖 君 | 2 番 津 留 智 幸 君 |
| 3 番 後藤 清 治 君 | 4 番 牛 嶋 津世志 君 |
| 5 番 後藤 三 治 君 | 6 番 芹 口 誓 彰 君 |
| 7 番 立 山 広 滋 君 | 8 番 本 田 生 一 君 |
| 9 番 田 上 更 生 君 | 10 番 佐 伯 金 也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 町 長 草 村 大 成 君 | 副 町 長 本 田 敦 美 さん |
| 教 育 長 佐 藤 増 夫 君 | 総 務 課 長 沼 田 勝 之 君 |
| 生活環境課長 後藤 健 一 君 | 会 計 課 長 古 澤 要 介 君 |
| 健康推進課長 野 中 裕美子 さん | 住 民 福 祉 課 長 佐 伯 実 君 |
| 建 設 課 長 東 幸 祐 君 | 農 林 政 策 課 長 荒 牧 久 君 |
| 税 務 課 長 丸 山 雄 平 君 | 政 策 推 進 課 長 田 上 浩 尚 君 |

教育委員会事務局長	馬原恵介君	TPC事務局長	岩下徹君
住民福祉課審議員	後藤一寛君	政策推進課課長補佐	岩下雅広君
総務課課長補佐	今吉輝子さん	健康推進課課長補佐	津留大輔君
総務課総務係長	住吉勝徳君	総務課財政係長	代宮司猛君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	安藤吉孝君	議会事務局主査	衛藤千佳さん
--------	-------	---------	--------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

令和元年第4回高森町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

皆さまにおかれましては、大変御多忙のところ、本定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

今年最後の定例会ということで一年を振り返ってみますと、まず何よりも9月に南阿蘇地域にとっては大変有効な俵山ルートが全線復旧したということ、それと先月に南阿蘇鉄道再生協議会で発表いたしました2022年度3月末に工事が完了し、同年夏頃の運行再開を目指すというめども発表されるなど、熊本地震からの復旧に関して一步一步進んでいるところを実感したところでございます。

また、本町においては、高森にわか国から無形民俗文化財に選択されましたのは、この地で長く受け継がれて、引き継がれてきた文化が高森町以外の方にも幅広くアピールする絶好の機会となったのではないかなというふうに思っております。引き続き、高森にわかに関してはバックアップをしまいたいというふうに考えております。

さらに、東京のマンガ最大大手の出版会社、コアミックス社とのエンターテインメント業界と連携したまちづくりと地域の新産業創出の共同事業実施に関する協定を締結いたしました。現在、昨日もいろんなところでちょっとお話を伺いましたが、県も含めまして、いろんな民間企業もかなり注目をなされているということで、高森町にそういう出版、エンターテインメントを核とした新しい産業が芽生える、その取り組みのキックオフとなった一年ではないかというふうに思っております。来年も引き続き私自身も政策集に掲げた取り組みを強力に推進してまいりたいというふうに思っております。

そのほか様々な事業の執行に際しては、町議会はもとより、国や熊本県などの関係機関、国会議員の先生方、多くの皆さんの御支援・御協力の下、着実に成果が現れてきておることに関しまして、改めて議員の皆さま、そして関係各位に感謝を申し上げたいというふうに思います。

それと、この場をお借りして、1件、御報告をさせていただきたいと思っております。私自身も町長に就任いたしまして、当初からずっと懸案事項として、また多くの町

民の方からいろんな要望だったり、もしくはこれまた国や県、市町村の懸案事項になっていると思いますが、空き家の老朽化、危険建物、このことに関して何かできないかなと思っておりましたが、今回、たぶんなかなか難しいことが実現することと決定をいたしました。議員の皆さまからもいろいろな御指摘だったり、そういう危険建物、そして特に通学路に関する事、このことに関しては、過去にも議会のほうからも一般質問をいただいたところでございますが、この度、一般社団法人熊本県解体工事業協会のボランティア事業により、このような老朽建物の解体撤去を無償でボランティアで実施していただくことと決定をいたしました。これは、大変大きなことだというふうに思います。同協会は、平成28年熊本地震で公費解体の発注業務を委託した11市町村及び熊本県と災害により破壊した建物等の解体撤去の支援に関する協定を締結いたしております。その後この協会の実施細目を締結した市町村だけを対象に今回の事業を実施されることと決定をいたしました。なお、高森町は、県内市町村の中で最も早くこの実施細目の締結を行った自治体でございます。事業の実施に先立ち、高森町といたしましては、以前から多くのセクションに相談のあった空き家・危険建物について、協会のほうに御相談をいたし、要望をしておりましたが、そのうちのスタートといたしまして、県内1番目の案件として、今月末か、もしくは年明けすぐぐらいだと思いますが、事業着手となり、来年9月末までの期間で老朽化建物等の解体が実施される運びとなりました。今回の事業により、児童生徒の通学時に不安材料となっていた老朽建物などが解体され、町内の環境美化にもつながることになります。また、このことは、所有者と行政においては長年の課題となってきた案件でございますが、協会においてもボランティア活動という地域貢献が実現できる、「三方よし」の形がこのことによって実現できるというふうに思っております。御報告とともに、熊本県解体工事業協会の御厚意にこの場をお借りいたしまして、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、諮問1件、同意1件、町道路線の認定等、議案11件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（後藤三治君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤三治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番 佐伯金也君、1番 後藤巖君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（後藤三治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、12月3日に行われました議会運営委員会において、本日から13日までの5日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から13日までの5日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤三治君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

9月定例会後に行われた諸般の報告を委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議会としての報告を議長が行います。

10月1日、町村議会議員研修会が嘉島町で開催されました。講演会が開催され、元鳥取県知事・元総務大臣を務められた片山善博氏が講師として招かれ、現在の政治体制や世界との関わり合い、これからの地方議会のあり方等、歯に衣を着せぬ語り口で問題点を指摘されました。

議会報告会を10月15日・17日・21日・24日の4日間開催いたしました。各会場で多くの意見を賜り、常任委員会ごとにすぐに取り組める事項は、各議員、行政と打ち合わせを行い、住民への説明と報告を行います。できることはすぐ行う姿勢でまいります。

10月18日、令和元年かたらんネ！阿蘇がホテルキャッスルで開催され、議会と管理職が出席しました。旧阿蘇郡人会から発展した会であり、懇親を深めました。

10月19日、熊本県人権教育研究大会が宇城市で開催され、議会から4名と事務局が参加しました。

10月29日、阿蘇市町村議会議員研修会とスポーツ大会が産山村で開催され、議員間での懇親を深めました。

11月7日・8日には、阿蘇市町村正副議長研修会が宮崎県で行われました。

11月12日から14日までの3日間、全国町村議長会総会・研修が東京で行われました。あわせて、熊本県選出の国会議員への要望活動も行われました。

11月20日、臨時会が行われ、公民館施設での改修を兼ね、介護予防への取り組みを実施する補正予算を審議しました。

最後に、11月29日から12月2日にかけて、全国人権集会在三重県津市で開催され、議会から後藤巖議員が参加いたしました。今後、支部学習会での報告をいたします。

以上で、議会としての諸般の報告といたします。

次に、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長 芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君） おはようございます。6番 芹口です。

閉会中の議会運営委員会の活動につきまして報告いたします。

11月5日、委員会を開催し、令和元年第4回議会定例会の日程について協議し、12月9日から12月13日までの5日間の会期とし、10日に一般質問、11日に各常任委員会、12日に特別委員会を開催することを決定いたしました。

また、一般質問の通告期限を12月3日正午までとすることとしました。

さらに、12月3日に委員会を開催し、12月議会定例会の議案の取り扱い、一般質問の通告内容の確認を行うとともに、12日午後から全員協議会を開催することを決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（後藤三治君） 次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いします。産業厚生常任委員長 佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長（佐伯金也君） おはようございます。10番 佐伯でございます。

産業厚生常任委員会の諸般の報告をさせていただきます。

9月議会以降、閉会中の継続調査と研修等を行っております。

まず、10月28日、10月に議会報告会を開催いたしました。その際に、各地区から出されてきた意見等を踏まえ、それぞれの現場等を視察を行っております。まず、前原地区の今回水源の掘削予定地、それに大戸ノロ・本河原線、味鳥・

牧戸線の橋りょう、大字野尻・河原地区の農業用水路改修予定地、横山水路については場所が非常に悪いということで、図面上でお話をさせていただきました。その後、委員会室で建設課等、担当課長・係長等に参加をしていただいて、水資源、水道事業についての今後の説明を聞いております。

大戸ノロ・本河原線につきましては、地域住民の方から非常に道路が狭いと、大型車が通るときに非常に迷惑をしておるという旨の御意見が出されておりましたので、それを踏まえて、大戸ノロ・本河原線は、委員全員と建設課の職員と歩いて回っております。その際に、道路の幅については、一般の町道の幅はあるというふうに認識をいたしました。ただ、道路の端にある側溝とのきわあたりについて、かなりの泥・草等が堆積をしております、この堆積物の除去、そして道路にさしかかっております支障木の撤去等をまずは優先してすべきではないかということ、その場において建設課等と協議をした次第でございます。

それから、大字野尻・河原地区の農業用水路の改修、それに横山水路についてですけれども、改良後の農地の利用、それを使われる農業者の皆さん方の高齢化について、今後どのようにして農政課のほうでやっていくかということをお話しております。ただ、農地を利用するにおいては、やはり山東部でございますから、これは高森も一緒なんです、有害鳥獣対策を十分にやっておかないと、どんなに水路を立派にして、農地として活用していただいても、有害鳥獣がまた入ってきて、生産意欲をそぐようなことではこの事業の成果というのは十分に発揮できないだろうというようなお話し合いをいたしております。

それから、11月25日・26日に産業厚生常任委員会の視察研修を行いました。一緒に行かれた方は、住民福祉課の課長以下、それに農林政策課のほうからと議会事務局のほうから一緒に行きまして、10名の団体で研修をいたしました。

まず、福岡県うきは市福祉事務所のほうをお訪ねをいたしております。この目的は、今回提案されております保育園の民営化について、先進地ということで保育園の民営化をどのようにしてなされてきたのかということ視察をいたしております。ただ、行政規模、自治体規模が違っております。うきは市におきましては、2万9,000人あまりの方たちがいらっしゃるし、地区についても高森町よりもかなり狭い地域の中での人口密集でありましたから、意外とやりやすかったのかなと。そして、保育園の数についても、公営、民営、それぞれが存在しております、非常に14か所ということで、高森町の条件とはかなり違うわけでありました。その際に、事前に質問事項等を準備いたしております、それぞれ住民の皆さま

んたちからどういう意見が出されてきたのかということも質問をさせていただいて、その後、それ以外には住民説明会等をやったのかとか、それとそこに勤めていた職員のその後の待遇なり配置なりをどういうふうにして行政側がやってきたかということを質問させていただいております。保育園の民営化については、住民説明会等はしなくて、事前に行政として方向性を出しておったということで、公募をして、それに対して応募があればということで審査をし、2回やられて、2回目に決定をしたということでした。いろいろと将来的な展望も踏まえた中で、保育園に入る園児数が今後ちゃんと確保していけるのかというのがやっぱり民間の業者の方の懸案であるかなというふうに受け取って、帰りました。

それから、翌日26日でございますが、東洋新薬、今、高森町内で約四、五十町歩の大麦若葉の栽培をされておられます原料会社の製品製造過程の工場を視察にまいりました。やはり私たちが今まで考えていた食品を扱う感覚では全くないなという感触を得て、帰ってきました。それは、やはり入る前から衛生管理が非常に厳しく、2回着替えをしなければ中に入れなかったということ。それから、作業をされておるところに対しての視察については、すべてガラス越しで原材料に触ることもできなかったというぐらいの厳しいものがございました。ただ、東洋新薬においては、そういうふうな食品環境づくりにおいて国内でかなりのシェアを得てきているということで、今後、高森町の農地についても有効利用等を考えていきたい旨の報告を受けておりましたので、農林政策課と一緒に耕作放棄地の解消に向けてお力をお借りしたいなと思っております。

それから、その後、3番目でございますが、九州沖縄農業研究センターに視察にまいりました。九州沖縄農業研究センターには、高森町役場の職員がここを卒業して、数名この役場の職員の中にもいらっしゃいます。そういう非常に門があいておる、交流しやすい場所でもございましたので、気兼ねなく中の説明をしていただいた方に質問をさせていただきましたけれども。ただ、今、国がやっておるスマート農業、これについて、この研究センターはいろいろと画策を練っておられるようであります。やはり今、農業というのは、高齢化、それと労力不足、そういうふうな問題があるがために、非常に優良な農地はあるけれども、なかなかそれを活かしてないということで、省力化、人手の確保、負担軽減を課題として、このセンターのほうでいろいろと研究をされておるようであります。その中で、町長のほうも言われておったんですが、やっぱりスマート農業の中では、ロボットであったり、AIであったりということで、そういうものをいかに利用して、そういう問題点を解消し

ていくかということが述べられておりました。今後、高森町の農業についても、やはりせっかくICTで教育のほうもやっておられますし、インターネット等についても十分な発信をされております。先進的な農業のほうに今後切り替えていけるならばやって、今の日本の農業が抱える課題を解消する先進地として、今後一層研究を進めていただきたいと、行政側にはお願いをしたいと思っております。

それと、10月20日に、これは健康推進課がやっております住民健診でございますが、6月から8月、10月と住民健診を行っております。10月17日に、私が産業厚生常任委員長として健康推進課の課長補佐と共に、高森町全域を最後の住民健診、機会ということで啓発をさせていただきました。先般の新聞等にも書かれておりましたが、国が健康予防、健康に関心がある活動をしておるところにおいては1,500億円の交付金措置をされるというふうなことを言われておりましたので、ああ、これはいい機会だというふうに感じておりましたけれども、先般の広報たかもりを御覧いただければ分かるとおりに、まだ現在まで受診率が50%ということでございます。私は、啓発をする際に町民の皆さん方にいろいろと意見を述べさせていただきましたが、やはり健康に関心があり、住民健診を受けていただくことで、健診率の向上が町の財政へ影響を与えるんですよという話をしておりました。ですから、少なくとも6割以上の方たちに受診をしていただきたいというふうな希望を持っておりますが、残念ながら現在まで50%の方しか受診をしてもらえないということで、今後においては産業厚生常任委員会でも担当課と協議を進めてまいりますけれども、6割を目指して、来年の3月までは期間がございますから、今後課題として考えていきたいというふうに思っております。

以上、産業厚生常任委員会閉会中の活動について、諸般の報告とさせていただきます。以上です。

○議長（後藤三治君） 次に、議会広報特別委員会の報告をお願いします。議会広報特別委員長 牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君） おはようございます。4番 牛嶋でございます。

議会広報特別委員会の諸般の報告をさせていただきます。

議会広報特別委員会の活動について報告いたします。

議会広報きずな第75号の編集につきまして、9月の定例会の最終日に御報告を申し上げましたが、9月18日に第1回編集委員会を行い、以後、計5回の委員会を開催し、11月5日、皆さまのお手元へ発送いたしました。

議会広報きずな第75号の表紙には、尾下獅子舞でうちわ踊りをしてくれる子どもたちを紹介いたしました。今回の内容は、9月定例会での主な補正予算の事業概要と教育委員選任の人事案件、一般質問が4名の議員からありましたので、その内容、議案に対する主な質疑応答、平成30年度決算の認定と決算審査意見書の概要、常任委員会からの報告、2名からいただいた町民の声等の要点を記載いたしました。

次に、全国町村議会広報委員会研修が東京で開催されまして、委員、事務局の5人が出席いたしました。全国の優良事例を基に、基本的な文章の校正や写真の構図等の注意点の指導を中心に行われました。また、町村議会広報クリニックが開催され、各町村の議会広報議員から質問や意見、アドバイス等が出され、互いに参考になる研修でした。

次の議会広報きずな第76号では、研修で感じたことを文章に取り入れ、読みやすく、分かりやすい広報づくりに努めてまいります。

以上で、議会広報特別委員会の諸般の報告といたします。

○議長（後藤三治君） 次に、監査委員の報告をお願いします。監査委員 立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君） おはようございます。7番 立山です。

監査委員からの諸般の報告を申し上げます。

阿蘇郡監査委員連絡協議会研修が10月2日・3日の両日、天草郡苓北町の監査事務について研修いたしました。阿蘇郡内の監査委員、監査委員事務局職員が参加し、各町村での監査事務の進め方等の意見交換を行い、事務改善を図ってまいります。

次に、監査委員全国研修会が10月30日から11月1日までの3日間、東京で行われました。監査委員2名と事務局から出席し、新たな監査基準を中心に研修を受けました。

11月27日に定期監査を実施いたしました。主に備品監査ですが、高森東保育園と高森東学園を行いました。ともに備品管理、使用とも良好に行われており、大切な町の財産ですので、長く使っていただきたいとお願いをいたしました。

最後に、例月出納検査を実施しましたが、正確な事務処理がなされていたことを御報告し、監査委員からの諸般の報告といたします。

○議長（後藤三治君） 以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 決議第1号 水資源対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（後藤三治君） 日程第4、決議第1号、水資源対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

決議第1号、水資源対策特別委員会の設置に関する決議について、提出者、佐伯金也、芹口誓彰、牛嶋津世志、立山広滋、この4名を代表いたしまして、提案理由を述べさせていただきますと思います。

水道事業は、その事業に伴う収入によって経費を補い、自立性を持って事業継続をしていく独立採算制が原則とされております。これまで簡易水道事業及び農業用水事業ともに、貴重な水資源の有効利用の事業運営に必要な経費の節減を図ってまいりました。これは、水資源対策課が一生懸命頑張ってきた結果でございますが、基金や預金利率の著しい低下や、今後予想される人口の減少に伴う水道料金収入の減少、一方では、電気料などの高騰や施設の老朽化に伴う修繕工事などで予算の支出増加傾向はこれは避けようがないと、施設維持費の確保等が年々厳しくなっております。現状の水道料金の収入状況と基金の積立状況を鑑みても、今後水道事業における運営は困難であると推測をいたしております。加えて、地球的な気候変動もありまして、安全な飲料水の提供のための施設の整備や水道未普及地区の整備、水道料金の地域間格差の是正、公営企業化に対応するための水枯渇補償問題の解消など、課題が山積みをいたしております。

このようなことから、水道事業運営については、水の安全な供給と資金調達の方法について具体的な将来に向けた見直しが必要になってきております。そのためには、地域住民の理解の下、課題解決に向けて議会と行政が一体となって取り組んでいかなければならないと思います。

つきましては、議会全員構成する仮称「水資源対策特別委員会」を設置をしていただき、総合的に協議をする場所をつくっていただきたいと提案をするものでございます。

安心・安全な水資源を損なうことなく次世代に引き継ぐため、議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。以上です。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、決議第1号、水資源対策特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに賛同する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤三治君） 起立全員です。したがって、決議第1号、水資源対策特別委員会の設置に関する決議については、特別委員会を設置することに決定しました。

-----○-----

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（後藤三治君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員の鶴林かず子氏は、1期3年にわたり同委員を務めていただいておりますが、令和2年3月31日の任期満了をもって退任されますので、その後任として、阿蘇郡高森町大字津留610番地1、野尻はるみ氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方であり、人権擁護委員として適任者でございます。

御審議をいただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は、諮問のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、諮問のとおり決定しました。

-----○-----

日程第6 同意第7号 高森町教育長の任命について

○議長（後藤三治君） 日程第6、同意第7号、高森町教育長の任命についてを議題とします。

議場内に御本人がいらっしゃいますので、一時退場をお願いします。

〔教育長退場〕

○議長（後藤三治君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第7号、高森町教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現教育長の佐藤増夫氏は、高森町教育長の任期が本年12月12日をもって満了されますので、改めて高森町教育長に任命したく、議会の同意を求めるものです。

皆さま御承知のとおり、佐藤氏は、長く熊本県の学校教育及び教育行政に携わってこられ、すばらしい経歴と実績をお持ちであるとともに、本町教育長に就任後は、高森町新教育プランを策定し、これを基にふるさと教育の展開やICTを活用した教育の導入など、本町の教育改革を精力的に進めてこられ、その成果は全国的に高い評価を受けており、教育長として適任者でございます。

御審議をいただき、御同意賜りますようお願いをいたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は、提案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、高森町教育長の任命については、同意することに決定しました。

佐藤教育長に入場をお願いいたします。

[教育長入場]

○議長（後藤三治君） 議案審議結果について告知いたします。ただいま満場一致で、教育長へ同意されました。

佐藤教育長から御挨拶をお願いいたします。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。

草村町長から教育長任命、それに対しまして、議会からの同意をいただきまして、ありがとうございます。

草村町長は、「まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくり」と、子育て教育に大変力を入れていらっしゃいます。また、後藤議長は、議長就任の御挨拶の中で、「高森に住んで良かったと思われるまちづくりをしたい」と掲げられました。

私は、教育長として、高森で教育を受けて良かったと実感できる教育、そして高森で教育を受けたいという教育を目指してまいります。そのためには、時代の風を読み、そして風に乗る、そして風を起こす高森の教育改革を引き続き進めてまいりたいと思っています。議員の皆さま方の御支援・御指導、よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（後藤三治君） ありがとうございます。

-----○-----

日程第7 議案第57号 町道の路線の認定について

日程第8 議案第58号 町道の路線の認定について

日程第9 議案第59号 町道の路線の認定について

○議長（後藤三治君） 日程第7、議案第57号、町道の路線の認定について、日程第8、議案第58号、町道の路線の認定について、日程第9、議案第59号、町道の路線の認定について、この3案は関連がありますので、一括して議題といたします。

3案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） おはようございます。

議案第57号、議案第58号、議案第59号の町道の認定につきましては、関連がありますので、一括して提案説明させていただきます。

今回の新規認定、この3路線につきましては、県道熊本高森線と県道津留柳線の

一部の県道改良整備に伴います旧道区間を高森町道に移管するものでございます。

まず、議案第57号で提案しております県道熊本高森線の移管につきましては、次のページに地図をお示ししております。幅・津留遺跡の部分にありますところの旧道でございます。起点が大字高森字森園799番3地先から、南阿蘇村両併の幅に至る字小鶴146番地までの延長823.2メートルの区間を、今回、「森・年之神線」として認定するものでございます。

続きまして、議案第58号と議案第59号で提案しておりますのは、県道津留柳線の改良に伴う旧道区間でございます。次のページに図面をお示ししております。左側が高森東保育園から津留地区方向に約600メートルぐらいいったところの起点、大字野尻字初馬谷111番8地先から、大字野尻字初馬谷1086番4地先に至る、延長143.6メートルの区間を「蔵地2号線」とするものでございます。また、右側にお示ししております同じく野尻の字初馬谷1112番1地先から1125番5の区間で延長152.2メートルを「蔵地3号線」として認定するものでございます。

以上、町道の路線認定につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。3案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、町道の路線の認定について、議案第58号、町道の路線の認定について、議案第59号、町道の路線の認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第60号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（後藤三治君） 日程第10、議案第60号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） おはようございます。

議案第60号で御提案いたしました、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本市町村総合事務組規約第3条第1項に規定する退職手当事務に、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者医療広域連合が新たに加入することに伴い、熊本市町村総合事務組合の規約の一部を変更することとなり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるから、御提案を申し上げるものでございます。

御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第61号 高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（後藤三治君） 日程第11、議案第61号、高森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 議案第61号で御提案いたしました、高森町会計年度任用

職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が創設されることとなり、本条例を制定するものでございます。

国においては、働き方改革として一億総活躍社会を実現するため、非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働の是正など、労働制度の抜本的な改革を行っており、労働者が働きやすい環境を整備することで日本経済の成長を実現することとされています。このような状況の下において、地方自治体の制度改革として導入されるものであります。現行の臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保することを目的としており、来年4月以降は臨時・非常勤職員は会計年度任用職員として任用されることとなります。また、処遇の改善が図られることとなります。

内容といたしましては、その雇用形態としまして大きく2つ分かれます。正規職員と同じ勤務時間となるフルタイム職員、正規職員未満の勤務時間となるパートタイム職員とに位置づけされます。また、その処遇としまして、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当等の手当のほか、6か月以上勤務の場合には期末手当の支給も受けられることとされております。

今後、国主導の制度導入でありますから、この制度を運用する上での財源等、示されることと思われませんが、財源等の詳細についてはまだ不明なところもあり、国・県等の情報を得ながら、来年度からの導入を図ることとしております。また、給与の位置づけや勤務時間等の処遇については、今後、規則等の整備を行い、適正な導入に取り組んでまいることとしております。

以上、概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

これは、新聞等でもかなり言われておるようでございますが、働き方改革の中で労働者側に立った改革であるというふうにとっております。ただ、今、総務課長が言われたとおり、まだこの財源等について国のほうからは正式に提示されておらず、今後どうなっていくのかということが不透明であるわけですが。ただ、内部留保、要するに行政側、自治体側の財源の中で独自にこういう負担増が発生した場合

については確保しなさいということになれば、これ今後雇用の形態等も十分考えていかなければならないと思っておりますけれども。もし財源の確保ができた場合、財源の確保ができなくてもやっていかなければならないことだと思うんですが、今現在、庁舎内で頑張っていただいております職員の皆さんたち、パートさんたち、また非常勤の方たちの待遇がフルタイム・パートタイムというふうに分けてくるわけですが、それどういう基準で今後分けていかれるのかと、もしフルタイム等で入ったときに、ここにある職務の級が書いてありますが、1級で給料月額が、1級の1号で14万6,100円と書いてあります。2級で19万5,500円というのが1号なんです、これのあたりに、一斉に用意ドンで今現在入っておられる職員の方たち、5年役場のほうに臨時で入ってこられておる職員の方も、昨年から入ってこられておる職員の方も、年齢が30歳の方も25歳の方も40歳の方も、用意ドンで1級の1号からスタートされる予定なのかということをお伺いしたいわけですが、いかがでございましょうか。

○議長（後藤三治君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

さっき財源等も言われましたけど、財源等についてはまだ不透明なところがありますので、今後、年が明けて1月ぐらいに地方財政計画というのが国から示されます。その計画までにはどういった財源を充ててもらえるかというのは出てくると思っています。

それと、位置づけですけど、これから、先ほど申しましたけど、規則等で位置づけをしていかなければなりません、この給料表についてはフルタイムの職員の給料表ということで載っております。前歴計算等も一応考えなければなりませんけど、大きく会計年度任用職員制度というのがきたものですから、そこは基本的には一斉にということだと思っております。と申しますのが、保育士の方とか、そういうところを新たに雇った場合に、前歴を見ていくと大きく給与を位置づけせねばならないとか、そういうところもありますし、いろいろですね、基本的には臨時・非常勤の方の今の給与の直近上位というか、処遇の改善ということですので、減らさないところで位置づけをしていかなければならないとは思っております。ただ、今から、これからどこに位置づけるというところで、大枠での位置づけは今してありますけど、それからまた、今からは当初予算の査定において歳出の分を審議しまして、その財源については国とか県の情報を勘案しながら、同時進行で制度導入を円滑に行うようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤三治君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

今、課長が述べられたとおり、非常にまだ財源が不透明でありますから、どうやっていくのかということもなかなかはっきりと言葉に出して答弁することは不可能であると思っております。なぜ私がこういうふうな質問をしたかというのは、私どもが所管する委員会、健康推進課というところは非常に非常勤の職員の方たちが多くいらっしゃいます。その方たちがいないと、やっぱり今いる職員だけでは非常に、諸般の報告の中でも述べましたけれども、住民の健康推進、健康管理、健康の関心度のアップというのは願えないわけでありますから、今後、働き方改革によって、こういうふうにはパートタイムということでやられるのか、フルタイムでやられるのか、これは今後非常勤で来られておる職員の方の選択肢の中で選ばれるんだと思うんですが。ただ、総務課長にお伺いしますけれども、健康推進課あたりで雇用しておる非常勤の職員の方の日給の額と他の課で雇用しておる職員の方の日給の額というのは、みな同一ということで解釈してよろしいんだろうと思うんですが、その中で言われた、今まで経年労働されておる方、3年勤務されておる方、5年以上勤務されておる方についてのやっぱり職歴・貢献度等も踏まえた中で、この規則等で職務の級のスタート、1級の何号から入るかというスタートについては、若干の差が出てきても私は仕方がないものだと考えおりますので、その辺も踏まえて、財政の歳入の部分も十分冒険はなるべく差し控えていただいて、やっていただきたいと思っております。その辺について、財政係長のほうが今後の見通しについて何かあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（後藤三治君） 財政係長 代宮司猛君。

○総務課財政係長（代宮司 猛君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えします。

私のほうで、今、非常勤・臨時の方いらっしゃいますけど、その方々の金額について、総務課長もちよっと言いましたが、仮置き段階ですけど、試算は一応させていただいております。会計年度任用職員になりますと、簡単に言いますと、ボーナスが出ます。期末手当のみになりますけれども、そういった部分で年間の金額を、先ほど言いましたけど、保障するという形で試算をしているところです。人数が、試算している段階では、52名の方を試算しております。こちらは、地域おこし協力隊の方などは除いた形で、今の臨時・非常勤の方を中心に試算しておりますけれども、金額ベースでいきますと、令和2年度、こちらは約490万円ほど増額

となっております。これは、本人に払う給料の分ですね。プラスしまして、共済費、こちらもその関係で増えますので、こちらは70万円ほど増加するということに見込んでおります。これ、補助金とかもありますので、金額のベースでいきますと共済費も含めて560万円ほど増加しますけれども、一般財源ベースで考えますと410万円程度の増加を見込んでおります。令和2年度の場合、ボーナスが6月から出るんですけども、6月のボーナスは満額は出なくて、4月から雇用という形になりますので、期間別の関係で6月ボーナスは30%分だけ出るんですけど、令和3年度は満額出るという形になりますので、その分で令和3年度は金額がさらに上がる形になります。令和3年度は、給料の金額でいきますと約950万円ほど増加となります。また、共済費が130万円程度増加になりますので、共済費と給料の金額、合わせて1,000万円を超えますね。1,100万円近く増加する形になります。こちらは一般財源ベースでいきますと約900万円程度の増加になるというふうに見込んでおります。ただ、先ほど総務課長も申し上げましたけれども、今の時点で試算している段階になりますので、今後細かいのを決めると、また変更になる可能性はあると思っております。

また、財源についてですけれども、総務課長も申し上げたとおり、年明け、地方財政計画がたぶんはっきりしてくると思いますので、その中で、先日、熊日新聞にも大きく載りましたけれど、その後、高市総務大臣のほうで地方財政計画の中で必要な財源は確保するというコメントは出ておりますので、普通交付税の中で何らかの措置があるのではないかというふうには見込んでおります。

以上になります。

○議長（後藤三治君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。これは、国からの財源措置がどうなってくるかによっては大きく変わることありますので、どうぞよろしく願いをしたいと思っております。

最後に、町長のほうにお伺いをしたいと思うんですけども。うちの職員、正職員が100名はいないんですが、先般聞いたときには85名だったかな、いるという話であったんですが、毎年毎年、職員の採用を行われております。現況おる中において、足りないというわけじゃないんですが、各課において不足した分をそういう形で、臨時であったり、パートであったりという形で雇用されておるわけですが、今年も採用試験を行われて、何名かが来年度から増えてくるというふうに思います。これは、皆さん方御存じのとおり、今、来年退職されるのは5名かな、いら

っしゃるわけで、それに対してどの程度の採用をされていかれるのかというのは、私たちからとやかく言うことではないんですが。ただ、今後言えることは、社会人枠でもいいから、あいている年齢層の中にちゃんと組み入れるようにやっていると、やはりこの職場の中の回転というのがうまく私はやっていけないような気がいたします。高卒、大卒、それと何歳までの受験資格というのが募集する際に書かれておりますけれども、高卒、大卒だけに限らず、今後における採用についてもそこまでやっていると、これである会計年度任用職員ということで概ね一般の職員と同じような給与形態に今度やっていくということであるのならば、正職員を増やしていくほうが私はいいんじゃないかなと思っておるわけでありますので、その辺について、町長の将来的な展望をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

今日、議場の中で会計年度任用職員の御質問が出ましたので、ぜひ議会のほうからも、県を通じて国等にいろんな財源の措置の要望等も出していただければというふうに思っております。

まず、現在、再任用等で臨時も含めて、今この時間も働いていただいておりますので、大変感謝を申し上げるところでございます。

議員がおっしゃるとおり、人口減少の中でこれだけ年代のギャップがあるようなこの組織編成は、これは非常に厳しいということを私は8年前からずっと実は言っていました。実は、なかなか社会人枠というのが進まなかった理由というのは、私たち行政の受け手の問題だと思います。考え方の問題だと思います。やはり公務員と民間の考え方の違い。そして、自分たちが思っている人が来てくれればいいけど、違う形が来ると、そこを拒絶してしまう体質が行政にはございます。しかしながら、私、これかなり将来は課題となって出てくるだろうと、議員がおっしゃるように、出てくるだろうということをずっと若い職員には伝えてまいりました。いよいよたぶんその時代がくる。それと同時に、こういう新しい会計年度任用職員制度が始まる。議員がおっしゃるように、全国の自治体では、フルだったり、パートタイムだったりの職員を雇うよりも、職員をその分雇っていったほうがいいんじゃないかという考えになる首長だったり自治体だったりが出てくるのではないかということも予想いたしております。

現時点といたしましては、今働いていただいている皆さまに、先ほど申し上げま

したように、感謝しながら、佐伯議員がおっしゃるように、私、将来はやはり年齢構成も含めて抜本的な考え方を変えていかないと、これは組織として成り立っていないと思います。それが1点。それと、2点目が、民間の方が社会人枠で来られたときの評価をするための制度をしっかりとつくっておかなければいけない。それは、人事評価制度ではないかというふうに思っております。それと同時に、新卒の新しく雇う高森町の役場の職員さんも、やっぱり地元の高森高校の生徒たちに受けていただけるような、そして地元高森町に生まれ育って、ここに関与された、ここで何らかの思いを持って育てていただいた子ども、中学生、高校生に高森町役場の試験を受けていただけるように、そして受けやすいような環境を私はつくっていく必要があるのではないかというふうに思っております。地元の子どもたちが町に残って、役場の職員、公務員を目指すとするならば、諸先輩方の公務員の人たちも当然バックアップして、一緒に試験を受ける体制、勉強を教える体制等々、いろんなことが起きてくるのではないか、それが今、教育委員会が進めているふるさと学の基本的なところではないかなというふうに考えておりますので、今後、議員がおっしゃるように、ベクトル、視線も変えていきながら、新しい人口減少の中でやっていく高森町役場を目指していくときには、いろんな御提案を差し上げたいというふうに思いますので、御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（芹口誓彰君） 6番 芹口です。

3点、お伺いしたいと思うんですけども。今現在の臨時・非常勤職員の方がこれは来年の4月1日から施行なんですけれども、今、財政係長が言われましたように、大体の概算の予算の計算ができておられるようでございますが、今現在の臨時・非常勤の中で来年の4月からフルタイム会計年度任用職員、それからパートタイム会計年度任用職員、これが大体何名ずつおられるのか、お聞きしたいというふうに思いますし、また別表で第5条関係なんですけれども、職務の等級別の職務表ですが、1級が定型的な補助的な業務を行う職務、それから2級が相当の知識または経験を必要とする職務ということになっておりますけれども、こういった職種の方がこのような等級に該当されるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう1点は、期末手当の水準なんですけれども、新聞の報道等では、これは各自治体で決めるというような、ばらばらであるというような報道もされておりますけれども、高森町におきましては一般行政職員と同等の期末手当の水準を考えられておるのかどうか、その点につきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤三治君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 芹口議員の御質問にお答えいたします。

人数につきましては、現在ここに持ってきておりませんが、後で報告ということでもよろしいですかね。

基本的には、今、臨時・非常勤の職員の方をそのまま移行するというような感じでいきたいとは思いますがですね。先ほど言いましたけど、当初予算の査定の段階において人件費等を考えながらいきたいと思えます。

それと、給料表の職務の級ということですが、これはここにありますが、補助的な人の場合が1級と、経験が長く、即戦力の方、そういうところを2級に位置づけていこうかと思っております。

それと、期末手当ですかね。期末手当の分は、基本的には職員の期末手当と今のところ同等の率ですかね。それでいくようにはしておりますけど、またその中においては自治体によってばらばらなところがありますので、近隣の市町村とかも勘案しながら、今後決定していきたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤三治君） 財政係長 代宮司猛君。

○総務課財政係長（代宮司 猛君） 芹口議員の御質問にお答えします。

先ほどフルタイムとパートタイムの人数の件で御質問ありましたけれども、先ほど佐伯議員の質問のときに52名で試算をしたという話をしましたけれども、その中でいきますと、フルタイムの方は3名で考えております。残りの方は、パートタイムというところで考えております。

以上になります。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、総務文教常任委員会に付託することに決定されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 11時半から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第12 議案第62号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第12、議案第62号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 議案第62号で御提案いたしました、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年8月の人事院勧告並びに熊本県人事委員会勧告に基づき、改正するものであります。

第1条につきましては、本年度分の勤勉手当の支給率を、一般職員については年間1.9か月分、再任用の職員につきましては年間0.95か月分に引き上げるため、調整をするものでございます。また、別表1及び別表2の行政職給料表につきましては、初任給を、大卒1,500円程度、高卒については2,000円程度の引き上げを基本とし、主に若年層の俸給月額を本年4月に遡って給料の改定を行うとともに、医療職給料表についても同程度の改定を行うものでございます。

また、第2条につきましては、住居手当と勤勉手当の改正であり、住居手当につきましては、支給の下限額を現行1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、支給上限額を同じく2万7,000円から2万8,000円に引き上げることとしております。また、勤勉手当につきましては、第1条で引き上げを行いました支給率を、令和2年度から6月期分・12月期分で平準化して支給する改正であります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、総務文教常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第13 議案第63号 高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第13、議案第63号、高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯実君。

○住民福祉課長（佐伯 実君） こんにちは。

議案第63号で御提案いたしました、高森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例は、自然災害等により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的に制定をされております。

今回御提案します改正内容は、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。具体的には、法に定めます災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況に鑑み、償還金の支払猶予や償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等々でございます。また、市町村における合議制機関の設置、これは貸付判定のための審議会、それとこの制度の周知徹底について定めるために必要な措置を講ずるための改正でございます。

本町におきましては、貸付実績がございませんが、いつなるとき災害が起こるかは誰も予想がつかないものであります。被害世帯の救済には欠かせない貸付制度でもございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議決を経る必要があるため、御提案いたしました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議をいただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第14 議案第64号 令和元年度高森町一般会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第14、議案第64号、令和元年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第64号で御提案いたしました、令和元年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,110万2,000円を追加し、予算の総額を53億6万円とするものでございます。

5ページをお開きください。

債務負担行為補正について御説明いたします。新たに雇用することとなった地域おこし協力隊のパソコンと車両のリースに係る経費を複数年の契約とするため、今回追加をいたしました。

続きまして、6ページをお開きください。

地方債補正について御説明いたします。こちらにつきましては、後ほど歳出で御説明もいたしますが、公共土木施設の災害復旧に係る起債を借り入れる予定としておりまして、1,590万円を追加させていただきました。また、道路整備事業に係る過疎債の借入限度額を1,700万円追加し、9,090万円とさせていただきました。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

歳入について、主なものを御説明いたします。

第16款第2項県の補助金につきましては、今回新規事業として計上させていただいた事業のほか、今年度実施予定で既に予算化している事業のうち、交付決定額が減額されたものなどを計上させていただきました。

12ページを御覧ください。

第19款繰入金につきましては、財政調整基金を1,056万9,000円追加いたしました。また、後ほど特別会計の補正で担当課長より説明がありますが、介護保険特別会計からの繰入金として3万1,000円計上いたしております。

第21款諸収入につきましては、農山漁村振興交付金を400万円計上するなど、昨年度の国庫補助事業等の実績確定に伴う返還金及び追加交付金等により、471万1,000円を計上いたしました。

続きまして、第22款町債の内容につきましては、先ほど地方債補正で御説明いたしましたとおりでございます。なお、今年度の借入総額は、現時点で7億4,004万2,000円を予定しております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

歳出につきましては、カラープリントで配付いたしております。こちらの補正予算概要書に沿って主要事業のみ御説明を申し上げます。概要書の右上に番号をいつものように記載いたしておりますので、そちらを見ながら内容を御確認をしていただければと思います。

番号1を御覧ください。

集落サポートプロジェクト事業拠点施設備品購入について御説明を申し上げます。これは、県の補助事業で500万円満額をいただきました。当初、本田副町長にお願いをいたしまして、情報収集させていただきまして、できるだけスピード感を持って、担当課の課長補佐、課長、係長がやっていたいただいた事業でございます。今年度から実施している移動販売ですね、株式会社ローソンと協定を結んでおりますが、等も含めての拠点である公民館等に、雨が降るときも買い物支援を実施できるよう、テント及び待合用の椅子を購入するために県の補助事業を活用するものとなります。補助率は100%、つまり上限500万円で全額補助となっております。本事業を通して集落の維持や活性化に資することを目的としております。

番号2を御覧ください。

母子健康システム改修について御説明申し上げます。これは、マイナンバー制度と紐付けしているマイナポータルという政府が運用しているオンラインサービスで、妊婦健診や乳幼児健診のデータを見ることができるようにするために、国の補助事業を活用し、システムを改修をいたします。既に熊本県内も多くの自治体がこの母子健康システムを導入いたしておりますが、大変好評ということで、しっかりした情報を取り入れながら、担当課長がタイミングを見て、今回、高森町も始める

ということにさせていただきたいというふうに思います。市町村が保有する健康情報のうち、国が定める項目について登録するための改修ということであり、転居時に市町村間で引き継がれる情報等も一元的に確認できる仕組みを構築することにより、母子保健情報の利活用を推進することを目的としております。事業費が99万円のうち、3分の2の66万円を補助金でいただくことになっています。

番号3を御覧ください。

公共土木施設災害復旧工事について御説明をいたします。これは、梅雨のときの豪雨による被害に伴い、公共土木施設の災害復旧工事を2か所分計上させていただきました。栃原・ねずみ戸線の災害復旧工事につきましては、これは昨年度の災害になりますが、隣接する熊本県の山地災害復旧工事が完了するめどが立たないと着手ができないということで、めどが立ったため、今回の予算計上となりました。補助裏には起債を活用する予定としており、交付税措置も踏まえ、実質的な高森町の負担は136万円を予定しております。

番号4をお開きください。

火山灰除去作業について御説明を申し上げます。これは、火山灰によって、過去も経験がございましたが、路側線が隠れたり、要は道路上で火山灰が舞うことによって視界不良だったりすることによって交通障害が出ます。それを解消するために、国の制度を活用し、路面清掃車を借り受け、清掃するという事業でございます。清掃車は借受けをすることができますが、オペレーターや燃料費に関しては町で手配をしなければいけないことになっております。今回予算計上ということにさせていただきました。この降灰対策に係る経費は、特別交付税で2分の1が措置されますので、実質49万円の負担となる見込みでございます。

以上、今回御提案しております補正予算について、概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、各常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第15 議案第65号 令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第15、議案第65号、令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） こんにちは。

議案第65号で提案いたしました、令和元年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ293万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,894万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算について御説明申し上げます。

5款国庫支出金、2項6目国民健康保険システム改修補助金を245万5,000円増額しております。社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修に伴う国庫補助でございます。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金47万6,000円を増額しております。給与改定等に伴う補正でございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、給与改定に伴う経費並びに電算システム改修委託料293万2,000円を計上しております。

10款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第16 議案第66号 令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第16、議案第66号、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） 議案第66号で提案いたしました、令和元年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ35万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,209万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

6款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金につきましては、人件費並びに介護保険ニーズ調査費用として32万8,000円を繰り入れております。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、給与改定に伴う経費並びに介護報酬改定等に伴うシステム改修費、介護保険ニーズ調査経費103万5,000円を計上しております。

同じく1款3項1目介護認定調査等費を70万2,000円減額しております。

8ページを御覧ください。

7款諸支出金、3項1目一般会計繰出金として3万2,000円、介護給付費再確定に伴う精算金を一般会計に繰り出すものでございます。

8款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしましたが、御審議の

上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第17 議案第67号 令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第17、議案第67号、令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 議案第67号で御提案申し上げました、令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に変更はございません。人事院勧告に基づく給与改定の補正でございます。

歳入につきましては、補正はございません。

歳出について御説明を申し上げます。

一番最後の6ページをお開きください。

第1款水道費、第1項業務費、第3節一般管理費になりますが、共済費などを23万4,000円を増額し、同額を予備費で減額調整しております。

以上、今回御提案申し上げましたが、補正予算の主なものについて概要を御説明しましたが、御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号、令和元年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 休会の件について

○議長（後藤三治君） 日程第18、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

12月11日・12月12日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、12月11日・12日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（後藤三治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午前11時55分